

2025（令和7）年度  
事業報告書

公益財団法人 日本医療総合研究所

## 2025 年度事業報告書

公益財団法人日本医療総合研究所

2026 年 5 月 23 日

第 49 回定例理事会

### <1> 法人の状況に関する重要な事項

#### 1. 公益事業全般と法人運営

政府は 2016 年度以降、社会保障費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑える財政の枠をつくり、診療報酬が長年にわたって抑制されてきたうえに、この間の改定が物価や賃金の上昇に追いつかず、多くの病院が経営危機に陥っている。病院関係団体の調査によれば、医業本体が赤字の病院は 7 割にものぼっており、そのうち半数の病院が借金返済状況からみて「破綻懸念先」と判断されるといわれ、深刻な状況となっている。政府は 2026 年度診療報酬改定で、本体部分を 3.09%引き上げる方針を決めたが、医療機関の経営改善には不十分であり、医療崩壊を止める国の施策が急務となっている。

こうした中で当法人は、2025 年度も引き続き感染防止対策に取り組みつつ、公益法人としての適切な運営、公益事業の活発化と円滑な遂行、公益法人会計基準に則った会計処理に努めた。

第 15 回定時評議員会（2025 年 6 月 13 日）、理事会（第 46 回・2025 年 5 月 24 日、第 48 回・2026 年 3 月 7 日）は、Web 会議（出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境を整えた方法）による開催形式で行った。第 47 回臨時理事会（10 月 25 日）はリアルで開催した。

また、消防計画に基づく自衛消防訓練を 2025 年 8 月 6 日に総合訓練（初期消火訓練を含む）、12 月 10 日に部分訓練を実施し、防火・防災管理に努めた。

#### 2. 事業

##### (1) 「保健・医療・介護・福祉に関する調査研究」事業

保健・医療・介護・福祉の発展に資する知見を提供し、その調査研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この分野の専門家・実務家・有資格者からなる研究・研修委員会のメンバーを中心に、社会的に重要と考えられるテーマを設定し、調査研究に取り組んでいる。

調査結果・研究成果の内容は、季刊発行している『国民医療』に掲載し、広く普及した。

2025 年度に取り組んだ事項の具体例を挙げると、「医療動向モニタリング小委員会」を 5 回（2025 年 5 月 23 日、8 月 22 日、10 月 24 日、12 月 12 日、2026 年 3 月 6 日）開催し、（ア）医療提供体制の再編に関する動向、（イ）介護保険制度改正と動向、（ウ）医師養成をめぐる動向、（エ）国民健康保険をめぐる動向、（オ）税・社会保障改革に関する動向、（カ）医療労働・医療労働組合をめぐる動向などをモニターした。ホームページ上に議論の内容を掲載した「ニューズレター」43 号～53 号（2025 年 4 月 4 日、5 月 1 日、6 月 6 日、7 月 7 日、8 月 4 日、9 月 5 日、10 月 7 日、11 月 10 日、12 月 18 日、2026 年 1 月 8 日、3 月 6 日）をアップした。

「災害と地域医療の研究部会」は 2024 年度に発足した研究部会である。東日本大地震の被災地域では、「創造的復興」と称する惨事便乗型の構造改革が展開された。被災した人々の生活保障や、地域

の医療・介護保障体制の整備が後景におかれたことは記憶に新しい。直近の能登半島地震の被災地においては、従来の惨事便乗型構造改革の展開に加えて、能登空港を重要な軍事拠点の1つとする整備事業が開始している。2024年4月1日には、政府が防衛力強化の一環として、能登空港を有事に備えて平時から自衛隊や海上保安庁が円滑に利用できるよう整備する「特定利用空港・港湾」の1つとして選定した（能登空港を管理する石川県の同意があったため）。有事に備えて自衛隊の部隊の新たな配置、国民保護活動の拠点として今年度から整備されることとなった。空港隣接地には、能登半島の公立4病院を再編統合した医療機関を新設する計画がすでに浮上しており、防衛力強化を盾に、軍事と医療の再整備計画という構想が明らかとなっている。一方で、被災した人々には2次避難を勧奨しておきながら、後日には退去期限を区切って移住を迫るなど、看過できない行政の姿勢が明らかとなっている。今後は、能登空港隣接地に集住移転を勧奨していくのではないかと予想がなされている。以上のような情勢をふまえ、これまで能登半島地域を対象とした地域調査の経験があるメンバーとともに、2024年度は災害を契機とした地域医療の再整備（再編統合など）の実態を把握し、2025年度には実態把握をもとに、被災地の住民生活にもとづいた地域医療のあり方を模索する研究部会である。2025年度は4回の研究部会が開催され、第1回は2025年4月24～25日、第2回は8月7日～8日、第3回は12月3日～4日の日程で、病院、保健所、特別養護老人ホーム、社会福祉協議会、診療所、輪島市企画振興部復興推進係、鳳至町第一仮設団地敷地内のコミセン、輪島市市民生活部被災者生活再建支援課、社会福祉法人（特養・グループホーム、デイサービス）へのヒアリング調査が実施された。第4回は3月30日にオンラインで開催した。なお、本研究部会の期間は2025年度までとしていたが、さらに実態把握の必要性が生じたことから、期間を一年間延長し2026年度末までとしている。

「介護保障のあり方に関する研究部会」は2025年度に発足した研究部会である。本研究部会では「介護の生産性向上」の議論を素材として、批判と介護保険の再構築の提言を行いたい。先にあげたように「介護分野の生産性向上」議論は、「介護保険給付サービスだけでは生活を全部賄えるものではありません」という介護保険の限界から始まっている。本来、介護保険導入時には介護の社会化を謳い、40歳以上から保険料を徴収し、安心して介護を享受することを国民に約束して導入したのではないか。この点からも「介護分野の生産性向上」議論は批判に値する。実態を検討し、憲法が保障する人権としての介護または社会保障を再構築していくことが本研究部会の目的である。2025年度は本研究部会設置の趣旨を「国民医療」に掲載するとともに、研究部会のメンバーの選定を行った。

【定款上の根拠】第4条第1項第1号

【直接の対象者】特になし

## (2) 「保健・医療・介護・福祉に関する医療研究全国集会」事業

保健・医療・介護・福祉についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを受用できる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この事業は日本医療労働組合連合会と当法人とで医療研究全国集会組織委員会を結成し、隔年、日本全国各地を開催地として、保健等に関する事項をテーマに全国から参加者を集め、講演、分科会、市民フォーラムを行っている。開催地の保健・医療・介護・福祉関係者の参画も得ながら、

組織委員会で具体的な事項を決定し、実施している。なお、日本全国各地で開催しない隔年にはオンラインによる開催を行っている。

第 52 回医療研究全国集会・オンライン集会は、2025 年 6 月 28 日（土）～29 日（日）にオンラインで開催した。集会は、開催要項に沿ったプログラム・企画を予定通りに実施することができ、成功を収めた。1 日目の全体会は、記念講演「医療 DX が社会保障を変える。～マイナンバー制度を基盤とする情報連携と人権～」(名古屋大学大学院法学研究科教授・稲葉一将氏)、基調フォーラム「医療・介護のデジタル化でいかなる変化が生じ、何が問題か」(コーディネーター 佛教大学社会福祉学部准教授・長友薫輝氏、パネリスト (2 名) 「保険証廃止、マイナ保険証の問題点 ～これまでとこれから～」全国保険医団体連合会事務局主幹・曾根貴子氏、「不十分な日本の個人情報保護レベル、GDPR (EU の一般データ保護規則) との比較から」弁護士・早稲田大学法科大学院及び筑波大学法科大学院非常勤講師・小島延夫氏) を予定どおり実施することができた。2 日目の分科会は、各運営委員・助言者の協力を得て、10 の分科会を設定し、レポートのもとづく討論・交流を行った。参加者は全国 25 都道府県からのべ 310 人 (アカウント数) であった。

第 53 回医療研究全国集会は、茨城県水戸市内での開催に向けて 9 月 11 日に第 1 回組織委員会を開催し、準備をスタートさせた。10 月 26 日には分科会運営委員合同会議を開催し、分科会の具体化、準備を開始した。また、「第 53 回医療研究全国集会 in 茨城」の成功に向け、看護分科会によるプレ企画として、「新春看護学習会」(テーマ・「医療労働者の賃金が上がらないのはなぜか」～その仕組みについて～) を 2026 年 1 月 10 日に日本医療労働会館 2 階会議室をメイン会場とするオンライン併用で開催した。参加者は 40 名 (アカウント数含む) であった。

【定款上の根拠】第 4 条第 1 項第 2 号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

### (3) 「保健・医療・介護・福祉に関する講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

保健等分野の関係者向けに、保健等についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかること、また、一般市民や学生向けに知識の普及啓発をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

「研究セミナー」は、当法人協力研究員をはじめとする研究者による日頃の研究成果の発表を受け、保健・医療・介護・福祉等をめぐる現状と今後の課題を明らかにすることによって、誰もが質の良い安全・安心の保健等サービスを楽しむことができる社会への道筋を探るものである。

2025 年 8 月 23 日にオンラインで開催した「研究報告会 2025」は、3 名の研究者 (①生活困窮者に対する効果的な健康・医療支援の検討：無料低額診療事業の利用者に注目した研究 (京都大学大学院医学研究科社会的インパクト評価学講座特定准教授・西岡大輔氏)、②高齢者の身元保証問題の現状と課題 (佛教大学社会福祉学部教授・新井康友氏)、③わが国における「特定技能 1 号(介護)」選抜テストの現状が問いかけるもの：介護日本語評価試験・介護技能評価試験・国際交流基金日本語基礎テストを分析対象として (公益財団法人日本医療総合研究所協力研究員・阿部敦氏) による研究報告と熱心な意見交換が行われた。参加者は 33 人 (アカウント) であった。その他、研究成果等について

は、季刊『国民医療』に掲載し広く普及した。

2025年12月13日に日本医療労働会館2階会議室で開催した「医療・介護フォーラム2025」は、「日本に暮らす移民・難民の生活と健康：実態と課題」をテーマに、日本医療総合研究所研究・研修委員、早稲田大学社会科学総合大学院教授の棟居徳子氏がコーディネーターを務め、3名のパネリスト（①「生存権を否定された人たち―支援現場から見える移民・難民・仮放免者の生活実態と課題／排外主義（一般社団法人つくろい東京ファンド事務局長、NPO法人北関東医療相談会事務局長・大澤優真氏）、②「外国人」の生存権保障（生活保護裁判）（弁護士・千葉県弁護士会・及川智志氏）、③シアウ・ジョンソン・クワク氏（生活保護裁判原告）による報告・発言と参加者らとのディスカッション）が行われた。参加者は22人であった。フォーラムの内容は、季刊『国民医療』に掲載する予定になっている。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

#### （4）「定期刊行物の発行その他の出版活動」事業

定期刊行物『国民医療』をはじめ、当法人の研究活動の成果など、保健等サービスの向上に資する出版物を発行することにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

『国民医療』の発行は、保健等に関する調査研究の成果を知らせることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

2026年3月現在、通算369号を数え、調査研究活動の報告、研究者・専門家の論文、賛助会員の寄稿、海外情報などの提供を行っている。現在の発行部数は、1,050部。

【定款上の根拠】第4条第1項第3号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

#### （5）「日本医療労働会館の管理運営」事業

（7）記載の事務所スペースを貸与しているこの法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体の活動が円滑に行えるよう会館管理委員会を通じて、適切な会館管理・運営を行い、さらに、大規模震災時には、避難者の一時避難・救護場所として会館を一般に開放する事業である。

2025年度は、会館管理委員会を3回（2025年6月12日、10月9日、2026年2月12日）開催し、適切な会館の管理・運営に努めた。長年の懸案であった、日本医療労働会館照明のLED化工事を7月～10月に実施することができた。事業系廃棄物に関する立入調査が9月19日に実施され、指導事項はなかった。なお、会館を一時避難・救護場所として一般に開放すべき震災は今年度はなかった。

【定款上の根拠】第4条第1項、第7号、第8号

【直接の対象者】市民一般

#### （6）「保健・医療・介護・福祉に関する研究に対する助成」事業

保健等に関する学術研究の促進を図り、その研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で

安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。助成対象者は、当法人の目的にかなうと認められる研究を行う者で、当法人が設置する研究・研修委員会において、保健等分野の学術研究及び社会状況を踏まえ、必要と考えられる研究を実施するのに適した研究者を選定し、理事会で承認して資金援助を行う。非応募型の助成である。

2025年度は、個人研究助成として8名の協力研究員に研究助成を行っている。

助成成果の内容は、今後、『国民医療』に掲載する予定である。なお、2025年度に発行した『国民医療』には研究成果論文を1本掲載している。

【定款上の根拠】第4条第1項第5号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

#### (7) 「この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携」事業

この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携を通して、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。現在、具体的には、労働団体等への事務スペースの貸与と「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」、「地方自治研究全国集会」、「新型コロナウイルス感染症対策検証・研究会」及び「山形庄内地域の医療・介護・福祉サービス研究会（仮称）」に支援を行っている。

まず、保健等に関する当法人と同様の目的の活動を行っている労働団体に事務スペースを貸与している。これは、調査研究、医療研究全国集会、講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会等の事業に関して、日常的に、密接に連携し、また、事務所として利用できる事務スペースを提供することにより相手方の同様の目的の活動を支援するためである。東日本大震災に際しては、会館から当法人と入居団体による救援隊が出発した。

その他、労働団体ではないが、社会保障制度の現状・実態を広く明らかにし、社会保障制度を改善・拡充する運動と事業を推進する団体の活動を支援するため事務スペースを提供している。

現在の入居団体は、「保健や医療・福祉に携わる労働者の生活と権利を守り、国民医療の向上と社会保障の拡充を実現することを目的とする」（日本医療労働組合連合会規約第4条）わが国で唯一の医療産業別全国組織である労働団体・日本医療労働組合連合会（日本医労連）をはじめとする9団体である。

なお、入居団体の関係者は、理事にも在籍し、当法人の運営と事業を積極的に推進している。ただし、理事会全体に占める割合は3分の1を下回っている。

次に、「国民の医薬シンポジウム」支援事業は、医薬に関する専門的知識を普及し、薬の安全確保と薬害防止につながる活動を促進することをはかる事業である。当法人は、「国民の医薬シンポジウム」実行委員会（長南理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。「第29回国民の医薬シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症の影響により休止状態となっていたが、2026年秋の再開に向け、9月3日に第1回実行委員会が開催され、以後毎月1回の実行委員会において準備が進められている。薬害根絶のための啓発として開催されている「第25回薬害根絶デー」の趣旨に賛同しカンパを行った。

「地方自治研究全国集会」支援事業は、憲法を住民のくらしと地方自治にいかすために、住民、労

働者、自営業者、地方議員、研究者と自治体・公務公共関係労働者（労働組合）が共同して研究、交流、討論を行い、その時々的情勢の中で、住民本位の政治、地方自治を実現するために政策・運動の展望を示す全国集会事業である。当法人は、「地方自治研究全国集会」21 団体共同実行委員会（共同実行委員に鎌倉専務理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。2026 年 10 月 3～4 日の 2 日間、「第 18 回地方自治研究全国集会 in 広島」の開催に向け、第 7 分科会「地域医療と公衆衛生（仮称）」の運営委員を担っている。

「新型コロナウイルス感染症対策検証・研究会」支援事業は、大学教授等の研究者が中心となって、コロナ禍において、必要な医療が提供されなかった実態並びに地方自治体、医療機関及び福祉関係者の果たした役割と直面した困難について把握・調査し、医療・公衆衛生に関する法制度・政策の問題点を明らかにした上で対応策の提言をとりまとめることを目的に 2024 年 7 月 6 日に発足した同研究会（任意団体）を支援する事業である。当財団は、事例調査チームの事務局を担い、事務局会議及び合同会議に参画している。2025 年度はアンケート調査・分析が行われている。

「山形庄内地域の医療・介護・福祉サービス研究会（仮称）」支援事業は、山形県鶴岡市を中心とする庄内南部地域で、医療連携体制の在り方についての議論が行われており、「医療・介護・福祉サービスなどをどのように提供し、どのような連携をつくっていくべきか」について具体策を明らかにすると同時に、その中で国と自治体が採るべき政策を見極めていくための「学習・研究会」に対する講師派遣などの支援・連携を行う事業である。2025 年度は研究会からの支援要請はなかった。

【定款上の根拠】第 4 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 6 号

【直接の対象者】事務スペースの貸与については、この法人の目的と同様の目的の事業を行う労働団体等「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」及び「地方自治研究全国集会」については、市民一般が参加できる。「新型コロナウイルス感染症対策検証・研究会」及び「山形庄内地域の医療・介護・福祉サービス研究会（仮称）」が主催する学習会等には、市民一般が参加できる。

### 3. 財源等

当法人は、土地 374.76 平方メートル（東京都台東区入谷一丁目 230 番地 3, 230 番地 1、230 番地 8）、建物「日本医療労働会館」（鉄骨造陸屋根 8 階建）延床面積 1981.87 平方メートルを所有し、定款に定める事業を行っているが、建設に当たって国や地方団体からの助成は受けていない。

事業活動の財源は、賛助会員からの賛助会費、寄附金、出版物の販売収入、講座等の参加料収入、助成金、自動販売機売上の歩合などの収益事業収入によるものである。

### 4. 業務委託

会館の保守管理業務、エレベーターの保守・管理、清掃等は専門業者に業務委託している。『国民医療』の印刷は、印刷専門業者に業務委託している。

### 5. 財政状況（会館の保全及び修繕の見込みを含む。）

直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：円)

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当事業年度)

経常収益	50,948,094	110,332,165	65,028,197	69,906,733
評価損益等調整前 当期経常増減額	△4,787,497	3,985,472	12,092,664	5,552,938
当期経常増減額	△4,787,497	3,985,472	12,092,664	5,552,938
正味財産期末残高	979,654,021	943,611,477	964,546,131	969,397,069

## 6. 重要な契約に関する事項

### (1) 複合機リース契約

契約年月日 令和7(2025)年6月4日

相手方 三菱HCビジネスリース株式会社

契約の概要 (1)リース期間 60ヶ月

(2)リース料月額 60,803円(消費税含む)

※5年間リース契約の総額 3,648,180円(消費税含む)

### (2) 医療労働会館LED化工事

契約年月日 令和7(2025)年6月24日

相手方 平和電気株式会社

契約の概要 工事金額 10,714,000円(消費税含む)

## 7. 賛助会員の状況

賛助会員数の3年間の変化を見ると、年々減少し、財政的にも厳しくなっている。

(3月31日現在)

区分	2023年度	2024年度	2025年度
個人会員	85	83	77
団体会員	170	168	164

事業活動の維持・発展のための財源確保(寄附金及び賛助会費)が引き続きの課題となっている。賛助会員(団体、個人)拡大のための宣伝ツールの作成、各種集会・イベントでの宣伝をはじめ、賛助会員増加に向けたさらなる取り組みや工夫が求められている。

## 8. 事務局運営の状況

公益法人として自己規律の発揮と適正な事業実施が求められているなか、財団事業の健全な発展をめざし、内部統制システムの確立のために、諸規則・規程の制定・改正を図りながら必要となる書類等の整備や管理体制の強化を進めた。また、昨年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染防止対策を図るとともに、テレワーク及び時差出勤やZOOM会議システムによる定例事務局会議を実施するなどして適正な業務分担となるよう心がけ、公益法人にふさわしい事務局運営に努めた。

## 9. 令和7年(2025)年度の事業と担当理事、事務局の分掌

理事長 佐々木悦子      副理事長 長友 薫輝      専務理事 鎌倉 幸孝  
理 事 横山 壽一      理 事 長南 謙一      理 事 岸 松江  
監 事 大木進次郎      監 事 青山 光

(1) 事業担当

(ア) 調査研究事業

◎長友副理事長、横山理事、

(イ) 医療研究全国集会事業

◎鎌倉専務理事、長友副理事長、長南理事

(ウ) 「講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

◎長友副理事長、横山理事、鎌倉専務理事

(エ) 出版活動事業

◎横山理事、長友副理事長

(オ) 日本医療労働会館の管理運営事業

◎鎌倉専務理事、岸理事

(カ) 研究に対する助成事業

◎長友副理事長、横山理事

(キ) 関係団体に対する支援及び連携事業

◎鎌倉専務理事、佐々木理事長

(2) 事務局

(ア) 事務局長（常勤） 鎌倉幸孝

業務処理統括、会計管理統括、医療研究全国集会、研究報告会、医療・介護フォーラム

(イ) 庶 務（常勤） 津吹 務

総務担当（責任者）、「国民医療」編集、研究報告会、医療・介護フォーラム、資料室管理、ホームページ管理、医療研究全国集会、評議員選定委員

(ウ) 財 務（常勤） 木村圭人

出納担当（責任者）、会計業務一般、会館管理業務、医療研究全国集会

**<2> 内部統制システムの整備に関する決定・決議の状況**

1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当法人は、一般社団・財団法人法施行規則を参照し、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「内部統制システム整備に関する基本方針」

1. 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般法人法 90 条 4 項 5 号、同法施行規則 14 条 4 号）

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
  - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。
  - (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
  - (4) 監事は、監事監査規則に基づき、理事会への出席、業務執行調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般法人法施行規則 14 条 1 号）
- (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
  - (2) 理事長及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務執行状況を理事会に報告する。
  - (3) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
  - (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般法人法施行規則 14 条 2 号）
- (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 3 号）
- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例理事会を原則年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
  - (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
  - (3) 理事は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。
5. 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号、7 号）
- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、当法人は当法人の使用人（職員）から、監事補助者を任命するものとする。
  - (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
  - (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒等については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事からの独立性を確保する。
  - (4) 監事補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
6. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 10 号）
- (1) 監事の職務の執行について生ずる費用について、前払又は償還を求められた際には、必要な見積書又は証憑の提示を求め、会計処理規程に別に定める手続にしたがって処理することとする。そ

の他の監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理についても、これに準じることとする。

7. 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 8 号、9 号、11 号）

- (1) 理事及び使用人は、随時、その職務の執行状況について監事に報告する。監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
- (3) 監事に報告した者の人事評価・異動・懲戒等（以下「懲戒等」という。）については監事の事前同意を得た上で、機関決定することとし、また、監事から、当該報告者の懲戒等についてその事後に異議が申し述べられたときは、懲戒等を撤回又は訂正することとして、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (4) 監事は、必要に応じて、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。
- (5) 監査を実効的に行うために、理事長、業務執行理事それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。

.....

## 2. 当期における主な取り組み

### (1) 会計監査

公益財団法人としての健全な管理・運営を遂行するため、監査計画を立て、2025 年 5 月 12 日に会計監査を実施した。

### (2) 規程類の整備の推進

既存の規則・規程類について所要の見直しを行った。2025 年度は、「謝金規程」の制定及び「職員賃金規程」を一部改正した。

### 事業報告の附属明細書

重要な事項は、事業報告に記載した。